

特記仕様書

第1章 総則

- 第1条 本特記仕様書は、下記業務（以下、「本業務」という。）に適用する。
- 1) 業 務 名 令和7年度 町単独道路整備事業 内城半崎線 用地測量業務委託
 - 2) 業務箇所 和泊町 内城地内
- 第2条 特記仕様書と共通仕様書等の関係
- 本業務は、契約書、設計図書、本特記仕様書、測量・調査業務等共通仕様書並びに同規程に係る運用基準（以下「規程」という）及び国・県及び和泊町が制定している諸基準を遵守して行うこと。
- 第3条 前払金
- 本業務について前金払い及び部分払いは行わない。
- 第4条 契約変更
- 本業務の数量は、別紙数量内訳表及び図面のおりとするが、数量に変更が生じた場合は甲乙協議のうえ契約変更の対象とする。
- 第5条 調査職員
- 本業務については、総括調査員、調査員を置くものとし、その職・氏名などについては別途通知する。
- 第6条 業務計画
- 受注者は、契約後速やかに業務計画書を作成し、作業着手前に調査職員の承諾を得なければならない。
- また、業務計画の内容を変更する場合も同様とする。
- 第7条 協議
- 本業務及び作業要領に疑義が生じた場合は、調査職員と協議して決定するものとする。
- 第8条 事務手続
- 本業務を実施するにあたり、関係機関に対して事務手続き及び通知については調査職員と協議して決定するものとする。
- 第9条 設計業務等における再委託について
- 発注者の承諾を必要とする再委託をしようとするときは、「再委託承諾申請書」に必要事項を記載し、発注者に提出し事前に承諾を得ること。

第2章 業務内容

- 第10条 本委託の業務内容は 町道内城半崎線（和泊町内城地内）における改良工事に伴う用地測量業務である。疑義を生じた場合は全て調査員と協議し、その指示によらなければならない。
- また、その他事業実施上必要なものについても検討し、資料作成等を行うこと。
- 第11条 機器の検定
- 受注者は、測量に使用する機器について、和泊町公共測量作業規定に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書を提出すること。

第12条 現地調査の旅費交通費

現地調査の旅費交通費は、測量主任技師、測量技師、測量技師補について、船舶利用（名瀬～和泊）を計上し、ライトバン航送費については、車両航送運賃（名瀬～和泊）の乗用車（4～5 m）単価により計上している。測量助手の船舶費はライトバン航送費に含むものとする。測量補助員は現地雇用とすることから、旅費計上は行わない。

また、旅費計算の基地点は奄美とし、船舶費の料金は離島割引運賃を適用することとする。

第13条 打合せ協議の旅費交通費

打合せ協議の旅費交通費は、測量主任技師、測量技師について、業務着手時及び成果品納入時の計2回、航空機利用（日帰り）（奄美～沖永良部）を計上している。

第14条 土地立ち入りについて

1) 請負者（以下「乙」という。）測量調査を実施するため、国、公有又は、私有の土地に立ち入る場合は、あらかじめ調査職員（以下「甲」という。）に報告するとともに、乙の責任において関係者と緊密かつ十分な調性を保ち、円滑な測量調査の進捗を期さなければならない。

また、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2) 乙は測量調査の実施にあたり、宅地又は垣根、柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は予め占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対してあらかじめ通知することが困難な場合は占有者に迷惑を及ぼさないよう十分注意して立ち入るものとし、この場合において遅滞なくその旨を占有者に通知しなければならない。

3) 乙は測量調査実施のため、植物、垣根、柵等の伐採及び土地、工作物を一時使用する場合は所有者の承諾を事前に得るものとする。

4) 土地に立ち入る場合は、必ず社名入りの腕章を身につけること。

第3章 提出物

第15条 成果品報告書

本業務による納入成果品報告書は次のとおりとする。

- | | |
|------------|--------------|
| 1) 委託業務報告書 | 1 部（印刷製本） |
| 2) 電子成果品 | 2 部（正1部、副1部） |

第4章 その他

第16条 資料等の貸与

本業務の実施に必要な資料は相互に打合せの上、貸与するものとする。

第17条 打ち合わせ協議は、業務着手時、中間0回、成果品報告書納入時の計2回を予定している。

- | | |
|---------|------------|
| ①業務着手時 | 1 回（和泊町役場） |
| ②成果品納入時 | 1 回（和泊町役場） |